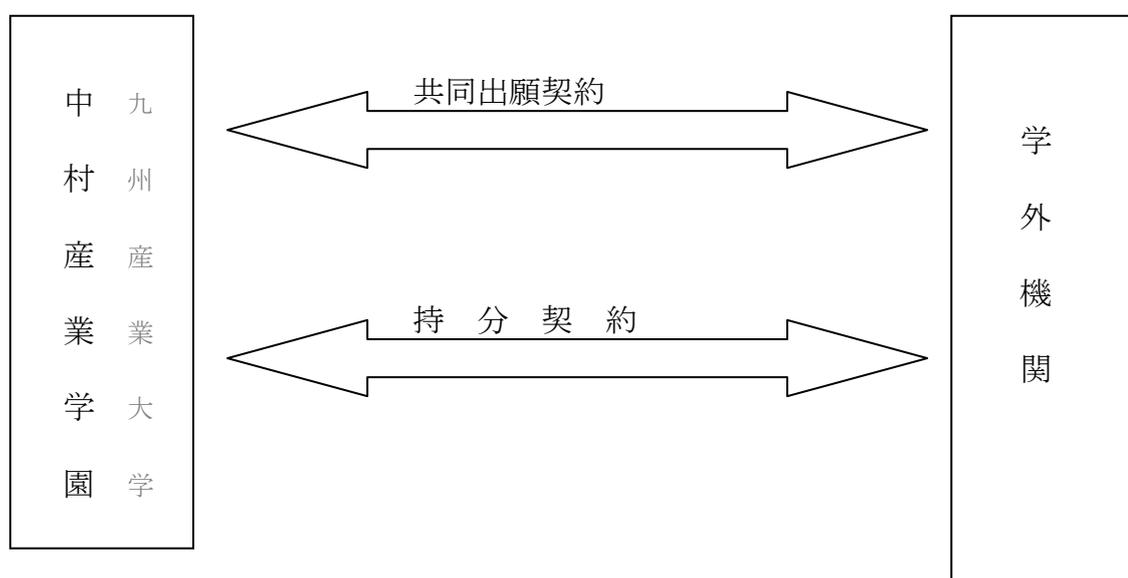


発 明

□ 概 要

本学の教員は、「学外機関」との共同研究または受託研究により発明が生じた場合には、発明届を学長に提出しなければなりません。学外機関との共同研究または受託研究以外の研究により発明が生じた場合においても、発明届を学長に提出することが出来ます。



□発明届様式 13 ページ

□知的財産権の取扱

「学外機関」との共同研究及び受託研究により特許を受けることができる発明が生じた場合には、本学園と学外機関は、共同出願契約及び持分を定めた持分契約を締結し、共同出願を行います。

□補償金の支払い

本学園が特許を受ける権利を承継し、これを特許出願したときや、これが登録されたとき、さらには、特許権の実施又は処分により利益を得たときは、当該特許権に係る発明をした本学の発明者に対し、補償金規程により補償金を支払います。

平成 年 月 日

九州産業大学長

殿

学 部
研究科

氏名 _____ 印

発 明 届

下記の発明をいたしましたので、「九州産業大学発明規程」に基づき届け出ます。

記

1. 発明の名称
2. 発明に使用した研究費

使用した研究経費	研究経費総額	発明に要した金額	使用年度
大 学 支 出 金			
奨 学 寄 附 金			
学 外 共 同 研 究 経 費			
受 託 研 究 経 費			
文 部 科 学 省 科 学 研 究 費			
私 費			
そ の 他			
合 計			

3. 使用した研究施設及び設備
4. 権利の帰属に関する発明者の意見
5. 共同研究発明者

本学の共同発明者	
本学以外の共同発明者	

6. その他の参考事項
7. 発明の概要（詳細はA4に3枚程度を添付して下さい。）